

美唄市恵祥園

短期入所生活介護サービス
介護予防短期入所生活介護サービス
重要事項説明書

「サービス利用書」

介護保険指定番号 北海道指定 第0176100030号

本園はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

....

— 目 次 —

- 1 施設経営事業者**
- 2 利用施設の概要**
- 3 居室の概要**
- 4 職員の配置状況**
- 5 施設が提供するサービスと利用料金**
- 6 苦情の受付について**

1 施設経営事業者

- (1) 事業者名 美唄市
- (2) 事業者所在地 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
- (3) 電話番号 0126-62-3131
- (4) 代表者氏名 美唄市長 桜井 恒

2 ご利用施設

- (1) サービスの種類 短期入所生活介護 平成12年4月1日指定
介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日指定
(北海道0176100030号)
- (2) サービスの目的 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、指定介護老人福祉施設を利用し、介護保険法令に従い、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護または支援を必要とし、かつ、居宅において一時的にこれを受けるのが困難な方に、居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護老人福祉施設と同様の環境の中でサービスを提供することを目的としています。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム美唄市恵祥園
- (4) 施設所在地 北海道美唄市字峰延原野2645番地1(峰延町公園)
- (5) 電話番号 0126-63-4200
- (6) 施設長(管理者)氏名 園長 三輪 淳 志
- (7) 施設の方針 本園の従事者は、要介護状態または要支援状態になった利用者が、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持を図るよう努めるものとします。
- (8) 施設開設年月日 昭和52年12月10日
- (9) 利用定員(空床利用) 2人(短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を合わせた数)
※ 併設施設の定員は59人。施設に空きがある時のみ利用可
- (10) 利用条件 居室の空き状態等により利用の可否を決定します。居室の状況により、希望に沿い兼ねる場合がありますのでご了承ください。

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
3人部屋	5室	
4人部屋	11室	
合 計	16室	
食 堂	1室	
機能回復訓練室	1室	平行棒、訓練用マット等
浴 室	2室	一般浴、中間浴、特浴
医 務 室	1室	

(2) 居室の変更

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合がありますのでご了承ください。

4 職員の配置状況

本園では契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています(介護支援専門員を除き、介護老人福祉施設サービスと兼任)。(令和6年4月1日現在)

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 施設長(管理者)	1名	1名
2 介護職員	20名以上	20名
3 看護職員	4名以上	3名
4 機能訓練指導員(兼任看護職員)	1名	1名
5 医師	1名(委託)	必要数
6 管理栄養士	1名	1名
7 生活相談員	1名	1名
8 その他	(1名以上) ※ 併設する介護老人福祉施設の 計画担当介護支援専門員	-

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週38.75時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名
(5名×8時間÷38.75時間÷1名)となります。

＜主な職種の標準的な勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1 医師	火曜日または木曜日 14:00 ～ 16:00
2 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番A： 6:30 ～ 15:00 1名 早番： 7:30 ～ 16:00 2名 中番： 9:30 ～ 18:00 2名 遅番： 10:30 ～ 19:00 2名 遅番A： 11:30 ～ 20:00 1名 夜勤： 16:00 ～ 9:00 2名 ※ 原則として、平日・休日とも同じです。 ※ この他、パート職員を配置しています。
3 看護職員 機能訓練指導員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 8:00 ～ 16:30 1名 中番： 8:30 ～ 17:00 2名 遅番： 10:00 ～ 18:30 1名 ※ 土曜日・日曜日・休日・12/29～1/3は早遅各1名です。
4 施設長(管理者)・栄養士・管理栄養士 生活相談員	平日： 8:30 ～ 17:00 ※ 土曜日・日曜日・休日・12/29～1/3は勤務しておりません。

● 介護保険の制度改正及び美唄市の条例・規則の改廃等、制度の変更があった場合等については、その内容に合わせて、職員配置及び勤務体制を変更します。

※上記のほか、併設する介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員が勤務しています。

5 本園が提供するサービスと利用料金

本園では、契約者に対して以下のサービスを提供します。本園が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の実費を契約者に負担していただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合で負担した分の残りが介護保険から給付されます。

サービス	サービス内容	備 考
食 事 (食 材 費 及 び 調理費を除く)	食堂での食事(離床目的ほか)	朝 8:00～ 8:30 昼 12:00～12:30 夕 18:00～18:30
入 浴	週2回以上（清拭含む）	寝たままの状態または車椅子 利用者:機械浴
排 せ つ	身体能力に応じた排泄形態の維持	定期および随時交換、トイレ 誘導ほか
機能訓練	残存機能の回復、減退の防止訓練	リズム体操・ボール投げ・発声 練習・貼り絵ほか
健康管理	医師、看護職員による健康管理	火曜日または木曜日に回診 ・血圧測定・採血・体重測定他
そ の 他	快適な生活が送れるよう援助 科学的介護の推進	離床促進他 国へのデータ提出とフィードバックの活用

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

ア 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。材料費及び調理費の相当額を負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

イ 滞在に要する費用（光熱水費等）

恵祥園の建物・設備を利用し、滞在されるにあたり、滞在に要する費用（滞在費）をご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日当たり)のご負担となります。

ウ 複写物交付サービス

契約者は、サービスの提供等についていつでも記録を閲覧し、コピーをとることもできます。ただし、コピーについては実費負担とします。

エ レクリエーション行事等

ご希望によりレクリエーション行事への参加等をしていただくことができます。

(3) 利用料金

ア サービス利用料金（1日あたり）（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、契約者の要介護度(短期入所生活介護)または要支援度(介護予防短期入所生活介護)に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。サービス利用料金は、契約者の要介護度及び要支援度に応じて異なります。
(令和6年4月1日から)

サービス種別			介護予防短期入所生活介護		短期入所生活介護				
契約者の要介護度			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	介護保険適用	利用料金 (連続31日以上利用した場合)	4,510円 (4,420円)	5,610円 (5,480円)	6,030円 (5,730円)	6,720円 (6,420円)	7,450円 (7,150円)	8,150円 (7,850円)	8,840円 (8,540円)
		看護体制加算Ⅰ※1	—	—	40円	40円	40円	40円	40円
		看護体制加算Ⅱ※2	—	—	80円	80円	80円	80円	80円
		夜勤職員配置加算Ⅰ	—	—	130円	130円	130円	130円	130円
		機能訓練体制加算	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円
		個別機能訓練加算	560円	560円	560円	560円	560円	560円	560円
自己負担額	サービス利用にかかる自己負担額 ※ 連続30日を超えて保険は適用されません	1割の場合	自己負担額 (連続31日以上利用した場合)	451円 (442円)	561円 (548円)	603円 (573円)	672円 (642円)	745円 (715円)	815円 (785円)
			看護体制加算Ⅰ※1	—	—	4円	4円	4円	4円
			看護体制加算Ⅱ※2	—	—	8円	8円	8円	8円
			夜勤職員配置加算Ⅰ	—	—	13円	13円	13円	13円
			機能訓練体制加算	12円	12円	12円	12円	12円	12円
			個別機能訓練加算	56円	56円	56円	56円	56円	56円
		2割の場合	自己負担額 (連続31日以上利用した場合)	902円 (884円)	1,122円 (1,096円)	1,206円 (1,146円)	1,344円 (1,284円)	1,490円 (1,430円)	1,768円 (1,708円)
			看護体制加算Ⅰ※1	—	—	8円	8円	8円	8円
			看護体制加算Ⅱ※2	—	—	16円	16円	16円	16円
			夜勤職員配置加算Ⅰ	—	—	26円	26円	26円	26円
			機能訓練体制加算	24円	24円	24円	24円	24円	24円
			個別機能訓練加算	112円	112円	112円	112円	112円	112円
		3割の場合	自己負担額 (連続31日以上利用した場合)	1,353円 (1,326円)	1,683円 (1,644円)	1,809円 (1,719円)	2,016円 (1,926円)	2,235円 (2,145円)	2,652円 (2,562円)
			看護体制加算Ⅰ※1	—	—	12円	12円	12円	12円
			看護体制加算Ⅱ※2	—	—	24円	24円	24円	24円
			夜勤職員配置加算Ⅰ	—	—	39円	39円	39円	39円
			機能訓練体制加算	36円	36円	36円	36円	36円	36円
			個別機能訓練加算	168円	168円	168円	168円	168円	168円
	食事にかかる自己負担額(食費)	利用者負担第1段階		300円		300円			
		利用者負担第2段階		600円		600円			
		利用者負担第3段階	①	1,000円		1,000円			
			②	1,300円		1,300円			
		利用者負担第4段階以上		1,445円		1,445円			
	滞在にかかる自己負担額(滞在費)	利用者負担第1段階		0円		0円			
		利用者負担第2段階		370円 (令和6年8月以降は430円)		370円 (令和6年8月以降は430円)			
		利用者負担第3段階	①	370円 (令和6年8月以降は430円)		370円 (令和6年8月以降は430円)			
			②	370円 (令和6年8月以降は430円)		370円 (令和6年8月以降は430円)			
		利用者負担第4段階以上		855円 (令和6年8月以降は915円)		855円 (令和6年8月以降は915円)			

※ 食費及び滞在にかかる費用は、介護保険負担限度額認定証に記載されている額です。介護保険負担限度額認定証の交付が無い場合は利用者負担第4段階以上が適用されます。

※1 「看護体制加算Ⅰ」は、常勤の看護師を1名以上配置時に算定します。

※2 「看護体制加算Ⅱ」は、「入居者数：看護職員＝25：1以上」を満たし、看護職員との24時間連絡体制をとっている場合に算定します。

機能訓練指導員の配置要件を満たした場合に機能訓練体制加算を、その上で必要な要件を満たした場合に個別機能訓練加算をそれぞれ算定します。

イ 園の体制に応じた加算(1日あたり)

(令和6年4月1日から)

加 算 (次のうち、要件に応じていずれかを算定します)		サービス提供体制 強化加算Ⅰ	サービス提供体制 強化加算Ⅱ	サービス提供体制 強化加算Ⅲ
	要件(概要)	職員体制 介護福祉士が 80%以上 または勤続 10年以上で 介護福祉士が 35%以上	職員体制 介護福祉士が 60%以上	職員体制 介護福祉士が 50%以上 または常勤 職員75%以上 または 直接処遇職員勤続 7年以上の 職員30%以上
サービス利用料金 (介護保険適用)		220円	180円	60円
自己負担額 (介護保険適用後)	1割の場合	22円	18円	6円
	2割の場合	44円	36円	12円
	3割の場合	66円	54円	18円

◎ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年5月まで

サービス利用料金に算定単位合計の8.3%を「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」としてサービス利用料金に加算します。

◎ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで

サービス利用料金に算定単位合計の1.6%を「介護職員等ベースアップ等支援加算」としてサービス利用料金に加算します。

◎ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※令和6年6月から

サービス利用料金に算定単位合計の24.5%を「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」としてサービス利用料金に加算します。

※ 本加算に代えて、

- ・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)の要件を満たした場合は、算定単位合計の22.4%、
- ・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)の要件を満たした場合は、算定単位合計の18.2%、
- ・ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)の要件を満たした場合は、算定単位合計の14.5%を、

「介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、(Ⅲ)または(Ⅳ)」としてサービス利用料金に加算します。
変更する場合は、別途お知らせいたします。

ウ 送迎(片道1回)

送迎に係る費用は片道1回につき次のとおりです。なお、送迎は美唄市、三笠市、岩見沢市、月形町、奈井江町(市町村名変更時は変更後の名称)の区域内を原則とします。

(令和6年4月1日から)

加 算	送迎加算	
サービス利用料金 (介護保険適用)	1,840円	
自己負担額 (介護保険適用後)	1割の場合	184円
	2割の場合	368円
	3割の場合	552円

エ その他介護給付加算

各加算は必要時のみ加算となります。

(令和6年4月1日から)

加 算 説 明	所定 回数	サービス利用料金 (介護保険適用)	自己負担額 (介護保険適用後)		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり (7日間限度)	2,000円	200円	400円	600円
若年性認知症受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
療養食加算 療養食が必要な場合	1食あたり	80円	8円	16円	24円
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員 が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成	3月に1回を限度	1,000円	100円	200円	300円
いずれか	生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 利用者の安全対策や介護サービス改善活動を継続的に行ない、見守り機器等のテクノロジーを複数導入、介護助手活用等の取り組みを行った場合	1月あたり	1,000円	100円	200円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 利用者の安全対策や介護サービス改善活動を継続的に行ない、見守り機器等のテクノロジーを1つ導入、年1回業務改善評価を行い科学的介護の実施等要件を満たした場合	1月あたり	100円	10円	20円

- 自己負担額は当該加算額のうち介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合になります。
- 介護保険給付額等制度の変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- ※ 契約者が未だ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度の適用をうけた方は、制度に基づいた軽減を行います。

オ 各種サービス及び主なレクリエーションにかかる利用料金

サービスの種別	利 用 料 金
複写物交付サービス	有 料 (コピー1枚につき10円)
レクリエーション行事等	無 料 (ただし、実費相当分、温泉施設等の入館料、利用料等は自己負担)

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更する事由について説明します。

(4) 利用料金の支払方法 (契約書第7条参照)

前記までの料金、費用は原則としてサービス利用終了時に支払うこととします。

1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア 美唄市役所会計課・美唄市指定金融機関・美唄市収納代理金融機関・美唄市恵祥園で現金支払い
納付書送付先 本人・その他() ※特に指定が無い場合は本人に送付します。
- イ 指定口座への振込み ※ 変更時は変更後の市指定口座
北洋銀行 美唄支店 普通預金 3191849 口座名義人 美唄市会計管理者

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条関係）

- ア 利用予定期間の前に契約者の都合により、短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日までに事業者申し出ることにします。
- イ サービス変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスを提供できない場合、他の利用可能日時を提示し協議することとします。
- ウ 契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。この場合、すでに実施されているサービス利用料金は支払わなければなりません。

6 契約の終了

本園との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、特段の事由がない限り、契約は継続しますが、契約書第16条から第19条までに定める事項に該当するに至った場合には、本園との契約は終了します。

なお、契約が継続している場合においても、介護保険制度改正等により契約事項や重要事項説明内容に変更がある場合、新たにまたは変更内容についての契約及び重要事項説明を行います。

美唄市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年3月21日条例第4号）に基づき、契約者やその家族において、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）に該当することが判明した場合には、本園との契約は終了します。

7 サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

本園は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のサービスに努めます。

- ア 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- イ 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、関係医療機関等と連携の上、対応します。
- ウ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- エ 事業者及び従業者は、地方公務員法第34条の規定に基づき、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

8 リスクマネジメント

(1) 事故発生の防止または再発防止のための措置

事故発生の防止またはその再発防止のため、指針を作成し、安全対策委員会を設置・開催し、園職員に研修を実施します。安全対策部門に、外部の安全対策担当者に外部の安全対策にかかる研修を受講した安全対策担当者を設置します。

(2) 本園における事故発生時の対応

契約者に事故が発生した場合、本園にて定める「事故発生時の対応」に基づき対応します。災害時においても同様とし、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

快適な生活を送られますように安全な環境につとめておりますが、身体状況や病気に伴う症状、外部の要因等により、危険性(リスク)が伴うことを十分にご理解ください。

発生時には原状回復につとめ、誠意を持って対応させていただきますが、回復できない場合等がありますこと、費用面や医療機関対応時にご協力いただく等本人や家族等にご負担、ご協力いただく場合がありますことをあらかじめご承知おきください。

9 本園利用の留意事項

本園のご利用にあたって、本園に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) ご家族の来園(訪問)

来園時間 9:00～19:00 (時間外に来園を希望される場合はご相談ください)

※ 来園時は、必ずその都度来園者名簿に住所、氏名を記載してください。また、食事コントロール中の入居者への食品の持ち込みや、他の方との物品等のやりとりはご遠慮ください。

(2) 食事

食事が不要な場合には、前日までに申し出ください。前日までに申し出があった場合には、食費はかかりません。

(3) 施設・設備等の使用上の注意(契約書第12条参照)

- 居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により現状に回復していただくか、または相当の代価をお支払いいただきます。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 宗教等の信仰については自由ですが、本園の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

改正健康増進法等の関係法令に基づき、本園及び隣接する美唄市恵風園の敷地内は完全禁煙のため、喫煙できません。

(5) その他

災害や感染症対策、行政機関からの指示等やむを得ない理由により、ここで定めた対策によらない対応(家族の来園制限、外出制限等)をせざるを得ない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

10 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

本園は、指定短期入所生活介護または指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供に当たっては、契約者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。

本園は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を、3ヶ月に1回以上開催し、その結果を本園職員に周知します。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 契約者または身元引受人やご家族等に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、本園職員に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11 虐待防止に関する事項について

本園は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を本園職員に周知徹底します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 本園職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- (4) (1)から(3)の措置を適切に実施するための担当者を置き、次の対応を行います。
 - ア 虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
 - イ 必要に応じて関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を行います。
 - ウ 市町村や関係機関と協議を行い、その他必要な措置を講じます。

本園は、サービス提供中に本園職員、身元引受人やご家族等による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12 業務継続計画(BCP)の策定について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、感染症・災害における業務改善計画を策定します。また、業務改善計画に従い必要な措置を講じます。

13 苦情の受付について

(1) 苦情等の申出及び相談

本園における苦情等の申し出は、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に申し出るほか、次の方法がございます。

- ア 直接、担当者(生活相談員)に申し出る方法
- イ 「美唄市恵風園及び恵祥園の苦情解決並びに福祉サービス」に関する第三者委員会を通して苦情を申し出る方法
- ウ 園内ロビーに設置している苦情受付ボックス(希望の声)に投稿する方法
- エ 行政機関その他苦情受付機関に相談する方法

(2) 本園における受付担当者

- 苦情受付担当者 生活相談員
 - 苦情解決責任者 施設長(園長)
- 第三者委員の連絡先については苦情受付担当者または苦情解決責任者にご確認願います。

(3) 本園における苦情等の解決等

苦情申出を受けてから30日以内に第三者委員会を招集し、その結果を苦情申出人に通知します。なお、苦情解決責任者の責任において速やかに解決した場合は、その結果を苦情申出人にお知らせし、第三者委員会に事後報告します。お申し出により第三者委員会への報告・審議を希望しないことも出来ます。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

美唄市保健福祉部地域包括ケア推進課 介護保険係（美唄市介護保険）	美唄市西3条南1丁目1番1号 Tel0126-63-0461
美唄市介護保険苦情調整委員会	美唄市西3条南1丁目1番1号 Tel0126-63-0461
北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 Tel011-231-5161
北海道介護保険審査会	札幌市中央区北3条西6丁目1 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課内 Tel011-231-4111
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (福祉サービス苦情解決委員会)	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター(かでる2・7)内 Tel011-204-6310

(5) 第三者評価の実施状況

※ 平成30年度の重要事項説明書記載義務化に伴う表示

実施しておりません

※ 「美唄市恵風園及び恵祥園の苦情解決並びに福祉サービス」に関する第三者委員会を設置しています。

※この重要事項説明書は、厚生省(現:厚生労働省)令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のため作成したものです。

(最終頁)